

学生相談室運営要綱

令和6年2月7日

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県立保健医療大学学則第47条に定める福利厚生施設のうち、学生相談室(以下「相談室」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 相談室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の個人的問題(心の健康問題等)に関する相談・援助
- (2) 学生の問題に関する教職員のコンサルテーション
- (3) 学生の問題に関して必要な場合における保護者との連絡・面接
- (4) 相談業務を行う上で必要な研修会受講、資料収集等
- (5) カウちゃんポスト(相談予約用メール)の運営
- (6) その他学生の相談に関し必要な業務

(組織)

第3条 相談室に、次に掲げる業務担当者(以下「相談室スタッフ」という。)を置く。

- (1) 相談室長 1名
- (2) 相談室主担当 1名
- (3) 学内相談員 若干名
- (4) カウンセラー 若干名

(相談室長等)

第4条 相談室長は、保健室長をもって充てる。

- 2 相談室長は、相談室の業務を掌理する。
- 3 相談室主担当は、本学教員のうちから、学長が指名する。
- 4 相談室長及び相談室主担当の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(学内相談員)

第5条 学内相談員は、本学教職員の中から学長が指名する。

- 2 学内相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学内相談員は、9月と3月に相談業務の内容を相談室主担当へ報告するものとする。
- 4 学内相談員は、相談内容等から重大な事態(自傷他害がある場合、大学の業務に重大な支障がある場合等)になる可能性があるとは判断さ

れるときは、直ちに相談室主担当または相談室長に報告しなければならない。

(カウンセラー)

第6条 カウンセラーは、臨床心理士等カウンセリングについての専門的知識を有する者のうちから、学長が選任する。

2 カウンセラーの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 カウンセラーは、カウンセリングを実施することにより、その専門的見地から学生の相談指導を行う。

4 カウンセラーは、相談業務の内容を書面により記録し、相談室主担当に報告するとともに、事務局内に設置する保管庫で厳重に保管するものとする。

5 前項の規定により保管する書類の保管期間は、該当学生の卒業後5年とする。ただし、相談室長が必要と認める場合は、保管期間を延長することができる。

(相談室長等の責務)

第7条 相談室主担当は相談内容等から重大な事態になる可能性があるとは判断されるときは、直ちに相談室長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた相談室長は、必要と判断としたときは直ちに学長に報告しなければならない。

(秘密保持)

第8条 相談室スタッフは、相談業務において知り得た事項については、その秘密保持に努めなければならない。

2 相談室の利用者に関し、学内外の関係者との間で情報を共有しなければならない場合、原則として利用者本人の了承を得なければならない。

(連携)

第9条 相談室スタッフは、相談室の業務を行うに当たり、必要に応じて関係教職員と連携を図るものとする。

(事務)

第10条 相談室に関する事務は、事務局において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月7日から施行する。